

No.1 ○豊明市議会定例会会議録(第1号)

平成23年8月29日

1. 出席議員

1番	川上 裕	議員	2番	毛受 明宏	議員
3番	近藤 郁子	議員	4番	藤江 真理子	議員
5番	早川 直彦	議員	6番	近藤 善人	議員
7番	三浦 桂司	議員	8番	平野 龍司	議員
9番	平野 敬祐	議員	10番	近藤 千鶴	議員
11番	一色 美智子	議員	12番	村山 金敏	議員
13番	近藤 恵子	議員	14番	山盛 左千江	議員
15番	杉浦 光男	議員	16番	安井 明	議員
17番	伊藤 清	議員	18番	月岡 修一	議員
19番	堀田 勝司	議員	20番	前山 美恵子	議員

2. 欠席議員

なし

3. 職務のため出席した議会事務局職員の職、氏名

議会事務局長	成田 宏 君	議事課長	吉川 勝美 君
議事課長補佐 兼庶務担当係長	松林 淳 君	議事課長補佐 兼議事担当係長	石川 晃二 君

4. 説明のため出席した者の職、氏名

市長	石川 英明 君	副市長	平野 隆 君
教育長	後藤 学 君	行政経営部長	横山 孝三 君
市民生活部長	神谷 清貴 君	健康福祉部長	神谷 巳代志 君
経済建設部長	鈴木 重利 君	消防長	三治 金行 君
教育部長	加藤 誠 君	行政経営部次長 兼財政課長	福井 康夫 君
健康福祉部次長 兼医療健康課長	原田 昇 君	会計管理者 兼出納室長	塚本 邦広 君
秘書政策課長	伏屋 一幸 君	総務防災課長	神谷 元弘 君

高齢者福祉課長 原 田 一 也 君 都市計画課長 前 田 鑛 君
環境課長 森 弘 和 君 代表監査委員 古 橋 洋 一 君
監査委員事務局長 犬 塚 豊 和 君

5. 議事日程

(1) 会議録署名議員の指名

(2) 会期の決定

(3) 諸報告

(4) 報告第5号 健全化判断比率の報告について

(5) 議案上程・提案説明・討論・採決

議案第 42 号 固定資産評価審査委員会の委員の選任について

議案第 43 号 教育委員会の委員の任命について

議案第 44 号 人権擁護委員候補者の推薦について

(6) 認定議案上程・提案説明

認定議案第1号 平成 22 年度豊明市一般会計歳入歳出決算認定について

認定議案第2号 平成 22 年度豊明市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定
について

認定議案第3号 平成 22 年度豊明市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定に
ついて

認定議案第4号 平成 22 年度豊明市土地取得特別会計歳入歳出決算認定につい
て

認定議案第5号 平成 22 年度豊明市墓園事業特別会計歳入歳出決算認定につい
て

認定議案第6号 平成 22 年度豊明市老人保健特別会計歳入歳出決算認定につい
て

認定議案第7号 平成 22 年度豊明市農村集落家庭排水施設特別会計歳入歳出
決算認定について

認定議案第8号 平成 22 年度豊明市有料駐車場事業特別会計歳入歳出決算認
定について

認定議案第9号 平成 22 年度豊明市介護保険特別会計歳入歳出決算認定につい
て

認定議案第 10 号 平成 22 年度豊明市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認
定について

(7) 議案上程・提案説明

議案第 45 号	市道の路線認定について
議案第 46 号	豊明市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について
議案第 47 号	豊明市税条例等の一部改正について
議案第 48 号	豊明市都市計画税条例の一部改正について
議案第 49 号	豊明市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
議案第 50 号	平成 23 年度豊明市一般会計補正予算(第3号)について
議案第 51 号	平成 23 年度豊明市介護保険特別会計補正予算(第1号)について

6. 本日の会議に付した案件

議事日程に同じ

午前10時開会

No.2 ○議長(平野敬祐議員)

皆さんおはようございます。

本日、平成 23 年第3回定例会が招集されるに当たり、定刻にご参集をいただきありがとうございます。

ただいまの出席議員 20 名でございます。定足数に達しておりますので、ただいまから平成 23 年豊明市議会第3回定例会を開会いたします。

市長よりあいさつを願います。

石川市長。

No.3 ○市長(石川英明君)

皆さんおはようございます。

本日、平成 23 年第3回定例会の開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

国のほうでは菅首相が退陣され、新しい首相が誕生しようとしています。

東日本大震災から間もなく半年を迎えます。

震災による被災者や原子力発電所の事故による被害者、あるいは行政、企業など、すべての関係者の皆様は生活再建、復興に向けて懸命な努力を続けておられます。

復興に向けた足音が、この政治的な空白で途切れることのないように、切に願うものがあります。

一方、経済に目を向けますと、円相場は戦後で初めて1ドル 75 円台に突入するなど、世界経済の悪化懸念が高まる中で、急激な円高によって我が国の輸出企業にさらなる打撃

となっています。

日本経済は、東日本大震災と円高の加速によって、景気が底割れするおそれが強まっています。

このために、政府、日銀による円高是正のための緊急対策の早期実現が望まれているところであります。

さて本日、本定例会に上程をさせていただきました案件は、平成 22 年度の一般会計及び特別会計の決算に係る認定 10 議案に加えて、人事案件、条例案件、補正予算案件等の合計 21 議案でございます。

いずれの案件も十分ご審議を賜りまして、すべての案件ともお認めいただきますようお願いを申し上げます、開会のごあいさつとさせていただきます。

No.4 ○議長(平野敬祐議員)

ご苦労さまでした。

本定例会の議事運営につきましては、あらかじめ議会運営委員会でご協議をいただいておりますので、その結果を委員長より報告願います。

三浦桂司議会運営委員長。

No.5 ○議会運営委員長(三浦桂司議員)

皆さんおはようございます。

議長よりご指名がありましたので、議会運営委員会の審査結果についてご報告申し上げます。

今期定例会の運営について、去る8月23日に委員会を開催し協議いたしましたが、その結果につきましては、既に皆さんに文書でお知らせしてありますので、主な事項のみご報告いたします。

初めに、本定例会の日程につきましては、お手元に配付されております会議日程表のとおり、本日から9月27日までの30日間とし、一般質問につきましては、17名の議員から通告がありましたので、8月31日から9月2日までの3日間を質問日に充て、8月31日及び9月1日に、それぞれ6名ずつの質問を行い、9月2日に5名の質問を行うことといたしました。

次に、付議案件の取り扱いについてであります。報告案件1件につきましては、理事者より報告を受けた後、質疑を行います。

また、議案第42号から議案第44号までの3件につきましては、人事案件でありますので本日即決することとし、認定議案10件につきましては、お手元に配付されております決算審査基準のとおり、議案説明・質疑・討論は一括して行い、採決のみ各認定議案ごとに行う運びとなりますので、ご留意願います。

また、認定議案10件は、9月6日の本会議において特別委員会を設置して付託すること

とし、議案第 45 号から議案第 51 号までにつきましては、所管の各委員会に付託することといたしました。

次に、陳情につきましては、お手元に配付されておりますとおり、陳情第5号から陳情第8号までの4件は福祉文教委員会に付託し、その他の2件は参考配付といたしました。

最後に、通告期限につきましては、議案等質疑の通告が9月2日の午後5時まで、委員会付託されました議案に対する討論の通告が9月26日の正午まででありますので、お間違えのないようご留意願います。

以上で議会運営委員会の報告を終わります。

No.6 ○議長(平野敬祐議員)

ご苦労さまでした。

これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、あらかじめお手元に配付をいたしました議事日程表に従い会議を進めます。

議案説明のため、地方自治法第121条の規定により市長以下関係職員の出席を求めたので、報告いたします。

日程1、会議録署名議員の指名を行います。

豊明市議会会議規則第81条の規定により、3番 近藤郁子議員と18番 月岡修一議員を指名いたします。

日程2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から9月27日までの30日間といたしたいが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.7 ○議長(平野敬祐議員)

ご異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日から9月27日までの30日間と決定いたしました。

日程3、諸報告に入ります。

初めに、監査の結果について代表監査委員より報告を願います。

古橋代表監査委員。

No.8 ○代表監査委員(古橋洋一君)

ご指名をいただきましたので、例月出納検査及び定例監査等の監査の結果報告の補足説明を申し上げます。

初めに、地方自治法第235条の2第1項の規定により、例月出納検査を実施しましたの

で、その結果に関する報告をするものでございます。

内容につきましては、提出書の検査の対象欄に記載されておりますように、会計管理者所管に係る現金の平成23年4月から同年6月までの各月末日現在の出納保管の状況を、平成23年5月30日、6月23日、7月28日に、それぞれ関係者の出席を得まして、例月出納検査表をもとに関係諸帳簿と指定金融機関等の残高証明書により照合調査をいたしましたものでございます。

検査の結果につきましては、一般会計、特別会計、歳入歳出外現金及び基金は、適正に処理されていることを認めるものでございます。

続きまして、地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定により、定例監査等を実施しましたので、その結果に関する報告をするものでございます。

内容につきましては、予算の執行並びに事務事業の実施状況について、医療健康課、図書館を5月に、社会福祉課、高齢者福祉課を6月に監査したものでございます。

なお、監査の結果につきましては、5月に実施した医療健康課においては、後期・国保・介護納付確認書統合に伴うシステム改修業務委託の検査調書において、記載内容に不備が見受けられたので、留意されたい件。

図書館においては、図書館電算システム保守業務委託の見積徴集結果表において、記載内容に不備が見受けられたので、留意されたい件。

さらに、6月に実施した社会福祉課においては、災害ボランティアコーディネーター養成講座開催委託の実績報告において、提出期間内に提出していないものが見受けられたので、今後留意されたい件。

高齢者福祉課においては、豊明市徘徊高齢者支援サービス事業委託の見積徴集事務において、添付されている仕様書の記載内容で不明瞭なものが見受けられたので、明瞭な仕様を記載されるとともに、今後留意されたい件でございます。

なお、これらの指摘については、各課において速やかに適正な処理をさせたもの、また、今後において留意されたいというものでございます。

その他につきましては、総体的に適正な処理がなされていると認めたものであります。

なお、例月出納検査及び定例監査等の詳細については、提出書のとおりでございますので、ご一読いただきたいと思います。

No.9 ○議長(平野敬祐議員)

ご苦労さまでした。

続いて、今期定例会の告示日までに受理した陳情等について報告いたします。

お手元に配付をいたしました陳情付託表のとおり、陳情第5号から陳情第8号までの4件は福祉文教委員会に付託し、その他については参考配付といたします。

次に、去る第2回定例会において議決されました友好自治体議員合同研修会への議員の派遣については、お手元に配付をいたしましたとおり、終了したことを報告いたします。

以上で諸報告を終わります。

日程4、報告第5号を議題といたします。

理事者より報告を求めます。

横山行政経営部長。

No.10 ○行政経営部長(横山孝三君)

報告第5号 健全化判断比率の報告についてご説明をいたします。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の規定に基づき、平成22年度における豊明市の財政健全化判断比率及び資金不足比率について、監査委員の審査に付し、その意見書をつけて別添のとおり報告するものでございます。

内容を説明いたしますので、次のページをお願いいたします。

まず1の、実質赤字比率でございます。

この比率は、平成22年度の一般会計に土地取得特別会計と墓園事業特別会計を加えた普通会計であり、その収支の赤字の比率を示すもので、早期健全化基準、イエローカードですけれども、13.02%、財政再生基準、レッドカードは20%でございますが、赤字は生じておりませんので、豊明市の実質赤字比率はバーで表示されております。

5.96%の黒字、額にいたしますと7億3,645万2,000円でございます。

この基準数値を超えていきますと、健全化計画を策定することが必要となってまいります。

次に2の、連結実質赤字比率でございます。

この比率は、平成22年度の一般会計及びすべての特別会計を含めた全会計収支の赤字の割合を示すものであります。

早期健全化基準は18.02%でございます。

財政再生基準は35%であります。ここについても赤字は生じておりませんので、バーで表示されております。

9.27%の黒字、額にいたしますと11億4,452万3,000円でございます。

次に3の、実質公債費比率でございます。

この比率は、一般会計や特別会計などの地方債の償還に充てたものの比率で、平成20年度、21年度、22年度の3カ年の平均でございます。

早期健全化基準は25%、財政再生基準は35%であります。本市の数値は4.9%で、基準を下回っております。

次に4の、将来負担比率でございます。

この比率は、本市が将来負担する地方債、組合等の負担見込み、土地開発公社の債務負担などの負担に基金などの充当可能財源を反映した比率となっております。

早期健全化基準は 350% であります。本市の数値は 1.1% で、これも基準を大きく下回っております。

次に 5 の、公営企業における資金不足比率であります。

この比率は、市の公営企業であります下水道事業特別会計、農村集落家庭排水施設特別会計の資金不足比率でございます。

経営健全化基準は 20% であります。資金不足になっていませんので、バーで表示されております。

余剰額は、下水道事業特別会計は 6,023 万 3,000 円、農村集落家庭排水施設特別会計は 2,100 万 9,000 円であります。この両会計とも一般会計からの繰入金を含めた結果でもあります。

以上で説明を終わります。

No.11 ○議長(平野敬祐議員)

理事者の報告は終わりました。

ただいまの報告について質疑のある方は挙手を願います。

早川直彦議員。

No.12 ○5番(早川直彦議員)

それでは、本市の健全化判断比率について伺います。

実質公債費比率は、平成 19 年では 7.8% でありました。平成 22 年度が 4.9%。

将来負担比率が、平成 19 年が 30.1%、平成 22 年度は 1.1% という数字になりました。

大きく健全化が進んでいると思うんですが、この要因は何だと考えられますか、お願いします。

No.13 ○議長(平野敬祐議員)

答弁を願います。

横山行政経営部長。

No.14 ○行政経営部長(横山孝三君)

実質赤字比率のほうの 5.96% の黒字、前年度は 6.34% でしたので、本年度のほう若干数字が落ち込んでおります。

この要因として、一般会計の繰越金が、前年度より 2,200 万円ほど少ないために、収支額が落ち込んだためでございます。

それから、将来負担比率が大幅に下がったということで、その要因はということでございますが、主な要因といたしまして、公営企業債、まあ下水道などの償還などによる減額、

それから、土地開発公社からの買い戻しによる借金の減額などによって、将来の負担が少なくなったためというふうに分析しております。

以上でございます。

No.15 ○議長(平野敬祐議員)

ほかにございませんか。

早川直彦議員。

No.16 ○5番(早川直彦議員)

次に、県内の自治体と比較して、本市との比較はどれぐらいのレベルにあるのかを教えてくださいたいのと、この早期健全化基準に達する自治体というのは、平成 21 年度の総務省の健全化判断比率・資金不足比率の概要を見ると、実質公債費比率で 12 団体が早期健全化基準以上、将来負担比率で 3 団体が早期健全化基準以上となっています。よっぽどでない、早期健全化基準に達するということはないと思います。

数字だけを見ていけば、健全化が進んでいるように思うのですが、実際の豊明市の状況というのは、どのようにとらえているのでしょうか。

No.17 ○議長(平野敬祐議員)

答弁を願います。

横山行政経営部長。

No.18 ○行政経営部長(横山孝三君)

愛知県内の各市との比較ということでお答えを申し上げます。

平成 22 年度の決算は、まだ県内の自治体で公表されておりませんので、22 年度ではお答えできませんので、21 年度についてお答えを申し上げます。

実質赤字比率と連結実質赤字比率は、赤字が生じておりませんので、バーでありますので、この分は除きます。

実質公債費比率につきましては、平成 21 年度は 6.2%、22 年度は 4.9%でありまして、比率は下がっております。

平成 21 年度の 6.2%のときには、県内 36 市中、14 位に相当する順位になっております。

それから、将来負担比率につきましては、平成 21 年度は 15.1%で、県内では 10 位に相当する順位となっております。

次に、財政健全化判断比率はいいが、本市の財政状況はということでございます。

地方公共団体の財政の健全化を図るために、全国の地方公共団体の財政状況を統一的な指標、これが財政健全化判断比率でございますが、それで明らかにするものでござ

います。

これによれば、本市の指標は健全であったわけです。

財政運営につきましては、一般会計、特別会計ともに赤字の会計はありません。

しかし特別会計の中には、一般会計からの繰入金により黒字を保っているものもあります。

景気の後退によって、市税は落ち込んでおりますが、扶助費等は毎年増加する一方でございます。

財源不足をわずかな基金の取り崩しや、行財政改革を行うことによって、財政運営をしている状況を考えますと、健全化判断比率は良好であっても、依然、財政運営については厳しい状況であると感じております。

以上でございます。

No.19 ○議長(平野敬祐議員)

ほかにございませんか。

(進行の声あり)

No.20 ○議長(平野敬祐議員)

これにて、日程4を終わります。

日程5、議案上程・提案説明・討論・採決に入ります。

初めに、議案第42号を議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。

石川市長。

No.21 ○市長(石川英明君)

議案第42号 固定資産評価審査委員会の委員の選任について提案理由をご説明申し上げます。

固定資産評価審査委員会の近藤邦彦氏は、平成23年11月13日任期満了となるので、同人を再任するものであります。

住 所 豊明市沓掛町宿167番地

氏 名 近 藤 邦 彦

生年月日 昭和46年1月9日生まれ、40歳であります。

この案を提出するのは、地方税法第423条第3項の規定に基づき、議会の同意を得る必要があるからであります。

近藤邦彦氏は、略歴にもありますように本年3月8日に就任をされ、お務めをいただいております。

同氏は、平成 14 年より近藤測量設計事務所の代表を務められ、人格識見ともにすぐれた方でありますので、引き続き再任をお願いするものでございます。

議員全員のご同意をよろしくお願いを申し上げ、説明といたします。

以上です。

No.22 ○議長(平野敬祐議員)

提案理由の説明は終わりました。

本案は人事案件でありますので、質疑及び委員会付託を省略し、直ちに討論・採決に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

近藤郁子議員。

No.23 ○3番(近藤郁子議員)

議案第 42 号 固定資産評価審査委員会の委員の選任について、賛成の立場で討論をいたします。

同じ町内に在住するところから、まずもって私の知る中で人となりを申し上げますと、地元消防団第2分団に所属し、昨年は要員として厳しい訓練にも汗を流されました。

町内会にあって、町内会長を補佐する立場にもあり、何よりも穏和な性格で、今後地域にはなくてはならない存在になれる方だと推測しております。

今年、平成 23 年3月から委員に選任され、今回は任期満了により再任されるものであります。

短い期間ですが、既に1件の家屋評価について審査をいただいたと聞き及んでおります。これからも若い力で、フットワークのよい審査に努めていただけるものと確信しております。

どうぞ、議員各位のご賛同をお願いして、賛成の討論といたします。

No.24 ○議長(平野敬祐議員)

ほかにございませんか。

杉浦光男議員。

No.25 ○15番(杉浦光男議員)

議案第 42 号に賛成の立場で討論いたします。

彼は、実直、勤勉、優秀であると考えます。過去に一時、師弟関係にあった男であります。

それから地域の人々から、ボランティア活動あるいは地域の役員等を通して、なくてはな

らない人と信頼が非常に厚いと考えます。

当然、彼は固定資産の評価、また、そのあり方等について、今までの固定資産に対する勉強と、測量設計事務所の代表者としての取り組みを通して、委員としてどうあるべきかを理解していくと私は考えています。

私が今、述べさせていただいたことは、多くの方が知っております。この多くの方が知っているということは、非常にこの委員にとって重要なことであろうというふうに考えます。

固定資産評価審査委員会の委員として、引き続き彼が重責を果たされることを思い、また希望をし、賛成の討論といたします。

以上です。

No.26 ○議長(平野敬祐議員)

ほかにございませんか。

(進行の声あり)

No.27 ○議長(平野敬祐議員)

これにて、討論を終結し採決に入ります。

議案第 42 号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.28 ○議長(平野敬祐議員)

ご異議なしと認めます。よって、議案第 42 号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第 43 号を議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。

石川市長。

No.29 ○市長(石川英明君)

議案第 43 号 教育委員会の委員の任命について説明をいたします。

初めに、現教育委員会の委員近藤裕治氏は、平成 11 年 10 月から3期 12 年間にわたり教育委員を務められ、また、平成 14 年8月から平成 22 年7月までは、8年間にわたり教育委員長を務められました。

長年、本市の教育行政に多大なご尽力を賜りました。ここに、その労に対しまして、厚くお礼を申し上げます。まことにありがとうございました。

このたび、任期満了により、平成 23 年9月 30 日をもって退任されることになりましたので、その後任に青山佳代氏を任命するものであります。

この案を提出するのは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規

定に基づき、議会の同意を得る必要があるからであります。

青山佳代氏は、昭和 50 年 11 月 27 日生まれで、住所は豊明市前後町善江 1735 番地
パルネス前後 605 号であります。

同氏の経歴は、お手元の略歴のとおりであります。

名古屋大学、三重大学で教鞭をとられた後、現在では、愛知江南短期大学において現
代幼児学科の専任講師を、また、金城学院大学では非常勤講師をなされています。教育
学や幼児教育に関することに長年携わってこられました。

また、本市の小中学校適正規模等検討委員会の委員にもご就任をいただいております。

人格識見、いずれも豊かであり、保護者としての立場からも、教育委員会の委員として
適任者であると考えます。

任命に関して、議員各位の賛同を切に願うものであります。

なお、任期に関しましては、平成 23 年 10 月 1 日から平成 27 年 9 月 30 日までの 4 年間で
あります。

以上で説明いたします。

No.30 ○議長(平野敬祐議員)

提案理由の説明は終わりました。

本案も人事案件でありますので、質疑及び委員会付託を省略し、直ちに討論・採決に入
ります。

討論のある方は挙手を願います。

堀田勝司議員。

No.31 ○19番(堀田勝司議員)

議案第 43 号 教育委員会の委員の任命について、市政会を代表して賛成の立場で討
論をいたします。

新しく教育委員になられる青山佳代さんは、私の地元、前後にお住まいになっておりま
す。現住所はパルネス前後ということになっておりますが、ご主人のご実家は前後町鎌ヶ
須にありまして、本来の本当の地元の教育委員さんということで、賛成討論ができることを
大変うれしく思っている次第であります。

青山さんは、昭和 50 年生まれという非常に若いお方ですが、若さだけでなく、教育に関
しまして専門家であるということが推薦の大きなポイントであると思えます。

また、2児のお母さんとして頑張っていることも、大きな推薦ポイントだと思っております。

お手元の略歴にありますように、関西学院大学の文学部ドイツ文学科を卒業された後
に、同大学の大学院文学研究科教育学専攻博士課程の前期課程を修了されておしま

す。いわゆる、普通でいう修士さんであります。

その後にもまた、名古屋大学大学院教育発達科学研究科教育科学専攻博士課程前期課程に、これは再入学をされているわけです。それを終了されて、博士課程の後期課程にもご入学されている。

1年間学ばれた後に、国立療養所東名古屋病院付属看護学校の教育学を教える講師になられて、同年の6月からは、名古屋大学高等教育センター助手になっておられる。

平成17年から22年3月までは、三重大学で教育学の非常勤講師もされている。

18年4月からは、金城学院大学で教育原論、保育内容総論、学校と教育の歴史という科目を教えてみえる。

19年4月から23年3月までは、名古屋大学の評価企画室の助教をなされておりますし、23年11月からは、東京学芸大学の教員養成評価プロジェクト学外研究協力者にも就任してみえます。

そして今年の4月からは、愛知江南短期大学現代幼児学科の専任講師にも就任してみえて、とにかく教育の専門家として頑張ってみえます。

豊明市においては、小中学校適正規模等検討委員会の委員をお願いしている状況でもあります。

そして江南市においては、青少年問題協議会委員さんにご就任をしてみえる。

このように教育学の専門家であります青山さんが教育委員につかれるのは、最も適任と考えておりますので、議員全員の賛同をお願いするものであります。

また、最後になりましたけれども、このたび退任されます近藤裕治さんにおかれましては、平成11年より3期12年にわたり教育委員をお務めいただきました。

特に、14年から22年までの8年間は、教育委員長として実績を上げていただきました。本当にご苦労さまでございました。

今後は健康に留意されて、大所高所より豊明市の教育についてのご指導、ご鞭撻をお願いすることといたしまして、私の討論とさせていただきます。

No.32 ○議長(平野敬祐議員)

ほかにございませんか。

(進行の声あり)

No.33 ○議長(平野敬祐議員)

これにて、討論を終結し採決に入ります。

議案第43号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.34 ○議長(平野敬祐議員)

ご異議なしと認めます。よって、議案第 43 号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第 44 号を議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。

石川市長。

No.35 ○市長(石川英明君)

議案第 44 号 人権擁護委員候補者の推薦につきましてご説明申し上げます。

お手元にありますように、下記の者は、平成 23 年 12 月 31 日任期満了となるので、同人を人権擁護委員の候補者として推薦するものとする。

記として、住所は豊明市阿野町出口 26 番地 1、氏名は市川 忠さん、生年月日は昭和 12 年 10 月 14 日生まれであります。

この案を提出するのは、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定に基づき、議会の意見を求める必要があるからであります。

市川さんは、次の略歴にありますように、昭和 36 年から 37 年間、教職員として教鞭をとられ、平成 10 年 3 月に豊明市立栄中学校校長を最後に退任をされておられます。

平成 15 年からは、人権擁護委員として 3 期お務めをいただいておりますので、既にご承知の方も多いわけではありますが、その高潔な人格と実直な性格で多くの人から親しまれておられる方でございます。

任期は平成 23 年 12 月末日であります。法務省への委嘱日の 2 カ月前に推薦書を送付することになっておりますので、今定例会に提案するものであります。

以上、議員の皆さんの賛同をお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。

以上です。

No.36 ○議長(平野敬祐議員)

提案理由の説明は終わりました。

本案も人事案件でありますので、質疑及び委員会付託を省略し、直ちに討論・採決に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

三浦桂司議員。

No.37 ○7番(三浦桂司議員)

人権擁護委員候補者の推薦について、市政会を代表して賛成の立場で討論をいたします。

市川 忠氏は、私の同じ町内、また同じ隣保班なので、日ごろから顔を合わせる機会が

多く、その性格は今市長が言われましたように、実直、誠実、また、他人を思いやる心をお持ちの方でございます。

略歴が示すとおり、教育現場での実績はもちろん、3期にわたって人権擁護委員を務められ、経験も豊富で、70 を超えられても頭脳明晰、適切なアドバイスができるお方でありませ

す。高い見識はもちろんですが、昭和 12 年生まれでも、任務遂行能力が現役世代よりも高いという観点からにおいても、高齢者社会の先頭に立って、ぜひ人権擁護をするお仕事を続けていただきたいと思

います。議員各位の賛同をお願いして、賛成討論といたします。

No.38 ○議長(平野敬祐議員)

ほかにございませんか。

毛受明宏議員。

No.39 ○2番(毛受明宏議員)

議案第 44 号 人権擁護委員候補者の推薦について、賛成の立場で討論をいたします。

市川 忠さんは、人権擁護委員として任期3期目が終了するに当たり、4期目の継続となる推薦であります。

略歴のとおり、長年教育に携わり、高い見識、人としての気持ちをしっかりお持ちになられている方

であります。また今、私自身は思い起こせば、市川氏のご子息と年齢が近いということもあり、私は小学校時代の放課後にご子息と遊んだ後に、お宅にお邪魔し、ご近所の子どもたちを始め、私自身もいろいろとお世話を

していただいたものであります。市川氏の奥様やご子息さんからも温かいお気持ちをいただき、市川氏のご家庭も愛情にあふれ、素晴らしいご家庭の構築もなされていると承知しております。

そのように、現在でも任期中でご活躍をなされておりますが、素晴らしい人格、素晴らしい環境を持つ人権擁護委員でもあり、今後も継続していただきたく思い、議員各位のご賛同をお願いして賛成討論といたします。

No.40 ○議長(平野敬祐議員)

ほかにございませんか。

(進行の声あり)

No.41 ○議長(平野敬祐議員)

これにて、討論を終結し採決に入ります。

議案第 44 号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.42 ○議長(平野敬祐議員)

ご異議なしと認めます。よって、議案第 44 号は原案のとおり可決されました。

以上で日程5を終わります。

日程6、認定議案上程・提案説明に入ります。

認定議案第1号から認定議案第 10 号までの 10 件を一括議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。

平野副市長。

No.43 ○副市長(平野 隆君)

認定議案のご説明を申し上げます。

認定議案第1号から第 10 号までにつきましては、平成 22 年度一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算でございます。

平成 22 年度豊明市歳入歳出決算書の2ページをお開きください。

平成 22 年度豊明市会計別決算総括表の決算額の欄でご説明をいたします。

まず一般会計では、歳入 189 億 2,111 万 5,108 円、歳出 181 億 6,118 万 9,647 円で、歳入歳出差引残額は7億 5,992 万 5,461 円であります。

続いて、特別会計に移ります。

国民健康保険特別会計は、歳入 66 億 3,410 万 5,554 円、歳出 63 億 2,417 万 7,463 円で、差引残額は3億 992 万 8,091 円であります。

下水道事業特別会計は、歳入 13 億 4,226 万 537 円、歳出 12 億 8,196 万 2,767 円で、差引残額は 6,029 万 7,770 円であります。

土地取得特別会計は、歳入 2,856 万 2,973 円、歳出も同額の 2,856 万 2,973 円であり、差引残額はゼロ円であります。

墓園事業特別会計は、歳入 4,134 万 5,838 円、歳出 1,936 万 673 円で、差引残額は 2,198 万 5,165 円であります。

老人保健特別会計は、歳入 3,430 万 3,930 円、歳出も同額の 3,430 万 3,930 円で、差引残額はゼロ円であります。

農村集落家庭排水施設特別会計は、歳入 7,723 万 7,809 円、歳出 5,621 万 1,252 円で、差引残額は 2,102 万 6,557 円であります。

有料駐車場事業特別会計は、歳入 6,027 万 8,465 円、歳出 5,868 万 9,330 円で、差引残額は 158 万 9,135 円であります。

介護保険特別会計は、歳入 29 億 2,485 万 4,020 円、歳出 29 億 1,417 万 2,308 円で、差

引残額は 1,068 万 1,712 円であります。

後期高齢者医療特別会計は、歳入 5 億 8,538 万 6,239 円、歳出 5 億 8,075 万 6,701 円で、差引残額は 462 万 9,538 円であります。

そして、一般会計、特別会計の総合計は、歳入 306 億 4,945 万 473 円、歳出 294 億 5,938 万 7,044 円で、歳入歳出差引残額は 11 億 9,006 万 3,429 円でございます。

以上の決算書に主要施策の成果及び予算執行の実績報告書と監査委員の審査意見書を添えてご提案をいたしておりますので、よろしくご審議の上、ご認定いただきますようお願いを申し上げます。

以上で説明を終わります。

No.44 ○議長(平野敬祐議員)

提案理由の説明は終わりました。

続いて、代表監査委員より決算審査の結果について報告を願います。

古橋代表監査委員。

No.45 ○代表監査委員(古橋洋一君)

ただいま、議長よりご指名がございましたので、監査委員を代表しまして、平成 22 年度豊明市一般会計・特別会計歳入歳出決算及び基金運用状況の審査の結果と意見を申し上げます。

審査の対象としましては、平成 22 年度一般会計及び国民健康保険、下水道事業、土地取得、墓園事業、老人保健、農村集落家庭排水施設、有料駐車場事業、介護保険、後期高齢者医療の 9 特別会計と土地開発基金を対象としました。

次に、審査の期間は、平成 23 年 6 月 24 日から同年 7 月 22 日まで実施し、審査の方法につきましては、地方自治法第 233 条第 2 項の規定に基づき、審査に付された決算書及びそれに伴う調書を、歳入歳出簿、その他関係諸帳簿、証書類と調査照合するとともに、関係職員の説明を聴取し、決算計数の正確性、予算の執行状況の適否について審査をしました。

その結果について申し上げますと、各会計の歳入歳出決算書及びその他の調書は、いずれもその計数は正確であり、決算の内容及び予算の執行状況も正確に表示されており、財政はおおむね適切に運営されているものと認められました。

なお、各会計に対する審査の内容につきましては、お手元に配付させていただきました平成 22 年度豊明市一般会計・特別会計歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見書のとおりでございます。

次に、総体的な意見を述べますが、金額につきましてはおよその額で申し上げます。

平成 22 年度の我が国の経済情勢は、世界同時不況から 2 年経過し、景気の回復傾向が見られたものの、先行きの不透明な時期が続き、引き続き厳しい状況にあり、地方自治

体においても財政状況は依然厳しい状態が続いております。

こうした経済状況の中、本市の決算収支状況は、一般及び特別会計の決算総額としまして、歳入は306億4,900万円余り、歳出は294億5,900万円余りとなっており、形式収支は11億9,000万円余りであります。

一般会計における実質収支額は7億1,400万円余り、特別会計においては4億3,000万円余りと、それぞれ黒字を計上しております。

また、単年度収支については、一般会計、特別会計ともに黒字であり、全会計を合計した決算総額の単年度収支については、6,900万円余りの黒字となっております。

歳入については、一般会計及び特別会計を合わせて、前年度と比較しますと、5億4,400万円余り、率で1.7%の減収であります。主な要因は定額給付金及び子育て応援特別手当給付事業終了に伴う国庫支出金の減収であり、自主財源の根幹である市税は、景気は持ち直しつつあるが、依然雇用環境が厳しいため、個人市民税は5億9,200万円余り減収となっております。減収が危惧された法人市民税は6,200万円余りの増収となっております。

次に、市債の状況であります。平成22年度末現在高は230億8,200万円余りで、前年度と比較して、金額で6億4,300万円余り、率で2.7%の減少となっております。

なお、一般会計では歳入未済額が5億3,400万円余り、不納欠損額が3,200万円余り、特別会計では収入未済額が7億5,400万円余り、不納欠損額が7,500万円余りとなっております。

収入未済額については、収入未済となる要因を分析した上で、収入未済額が解消されるよう検討を重ね、自主財源の安定確保に一層の努力をいただきたいと要望するものであります。

歳出については、一般会計及び特別会計を合わせて、前年度と比較しますと、金額で6億4,200万円余りで、率で2.1%の減少であります。

これも歳入と同じく、定額給付金及び子育て応援特別手当の両給付事業、臨時交付金による備品購入等の各種事業等の終了が減少の主な要因であります。

以上のような決算内容にあつて、今後においても財政状況は厳しいものであると予測されますので、各種施策の十分な検討と慎重な選択をされますとともに、歳入における自主財源の確実な確保のため、なお一層の努力や見直しをされること、また各種委託料、補助金、工事請負費を始めとする歳出においては、事業の目的、事業の内容等の精査による見直し、点検を図るなどして、適切かつ有効的な執行をされ、財政の健全性を常に意識された行財政運営に取り組まれることを要望して、審査意見といたします。

以上です。

No.46 ○議長(平野敬祐議員)

ご苦労さまでした。

以上で認定議案の説明を終わります。

日程7、議案上程・提案説明に入ります。

議案第45号から議案第51号までの7議案を一括議題といたします。

初めに、議案第45号について理事者より提案理由の説明を求めます。

鈴木経済建設部長。

No.47 ○経済建設部長(鈴木重利君)

議案第45号 市道の路線認定についてご説明します。

道路法第8条第1項の規定に基づき、市道の路線を下記のとおり認定するものです。

全部で5路線ございますので、附図をごらんいただきながらご説明をしたいと思います。

次のページをお願いいたします。

A4の横長です。

この附図の区域は、榎山地区で開発された区域です。

初めに、路線番号1659、路線名は間米76号、向かって左、西の端になります。

大根若王子線との接点の黒丸印が起点で、前後町大狭間1462番3地先です。

ここを起点として、東方向へ直進した矢印が終点で、間米町榎山884番41地先です。

次に、路線番号1660、路線名は間米77号。

起点は、路線番号1659との接点の黒丸印で、間米町榎山884番65地先です。

右回りで周回する路線で、同じく路線番号1659に接する矢印が終点で、間米町榎山884番36地先となります。

次に、路線番号1661、路線名は間米78号。

起点は、公園の南端付近で、路線番号1659との接点の黒丸印で、間米町榎山889番23地先です。

終点は、南北の既設道路、間米36号ですが、ここに接する矢印が終点となり、間米町榎山889番42地先です。

続きまして、路線番号4024、路線名は間米歩道1号。

起点は、榎山池の南に位置し、路線番号1659との接点の黒丸印で、間米町榎山889番28地先です。

終点は、南側の路線番号1661に接する矢印が終点となり、間米町榎山889番35地先です。

最後になりますが、路線番号4025、路線名は間米歩道2号。

起点は、路線番号1660との接点の黒丸印で、間米町榎山884番59地先です。

終点は、南側の開発区域界で、前後町仙人塚に接する矢印が終点となり、間米町榎山884番58地先です。

以上の5路線でございます。

この案を提出いたしますのは、市道として管理するために、新たに市道認定する必要があるからです。

以上で説明を終わります。

No.48 ○議長(平野敬祐議員)

続いて、議案第 46 号について理事者より提案理由の説明を求めます。

横山行政経営部長。

No.49 ○行政経営部長(横山孝三君)

議案第 46 号 豊明市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。

この案を提出するのは、豊明市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例を別添のように定めようとするものでございます。

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い必要があるからでございます。

なお、法律名が非常に長いので、以下、関係法律整備法と申し上げます。

それでは、条文を説明申し上げますので、1ページおめくりください。

今回、関係法律整備法の施行日が 10 月 1 日と予定されている政令で定める日と、平成 24 年 4 月 1 日との二度にわたるため、改正条文が二条立てとなっております。

まず、第 1 条でございますが、本条例の第 10 条の 2 は、介護補償について規定をするものでありますが、同条中に障害者自立支援法第 5 条第 6 項及び第 12 項が引用されております。

今回、この関係法律整備法が施行されることに伴い、障害者自立支援法の第 5 条に新たな項が第 4 項として加えられ、従来の第 4 項以降が 1 項ずつずれていくために、条例第 10 条の 2 第 2 号中「第 5 条第 12 項」を「第 5 条第 13 項」に、「同条第 6 項」を「同条第 7 項」に改めるというものでございます。

次に、第 2 条でございますが、同じく条例第 10 条の 2 第 2 号の改正規定でございます。

これは、先ほどと同じ障害者自立支援法の第 5 条中第 8 項が、平成 24 年 4 月 1 日をもって削除となり、第 9 項以降が 1 項ずつ繰り上がる項ずれが再度生じるために、同じ条例の条項において「第 5 条第 13 項」を「第 5 条第 12 項」に改めるというものでございます。

附則は、各条規定の施行日を定めるものでございます。

第 1 条は関係法律整備法附則第 1 条第 3 号に定める日から、第 2 条は平成 24 年 4 月 1 日から施行するものであります。

以上で説明を終わります。

No.50 ○議長(平野敬祐議員)

続いて、議案第 47 号について理事者より提案理由の説明を求めます。
神谷市民生活部長。

No.51 ○市民生活部長(神谷清貴君)

それでは、議案第 47 号 豊明市税条例等の一部改正についてご説明を申し上げます。
この案を提出いたしますのは、現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い必要があるからでございます。

机上には、改正の概要を参考資料として配付してございます。参考にさせていただきたいと思っております。

今回の市税条例の改正は、大きく申し上げますと3点ございます。

1点目は、市民税に係る不申告に関する罰則の見直し、そして2点目は、肉用牛の売却による事業所得に係る所得割の課税の特例、そして3点目は、上場株式等の配当所得等に対する軽減税率の特例期間の延長が主な改正となります。

なお、今回の地方税法の改正には、寄附金税制の見直し関係もございましたが、これにつきましては愛知県の動向もあり、改めて今後の議会で条例の改正を予定させていただきましますので、よろしくお願いを申し上げます。

それでは、内容の説明を行います。大きな内容変更がない部分につきましては、割愛をさせていただきます。よろしくお願いをいたします。

1枚はねていただきます。

今回、第1条では豊明市税条例の一部改正を、第2条及び第3条では所要の措置を講じ、未施行の豊明市税条例の一部を改正する条例の一部改正をいたすものでございます。

まず、上から4行目の第7条第1項の改正は、納税管理人による不申告に関する過料、そして第35条の4第1項の改正は、市民税に係る不申告に関する過料、第51条の10第1項の改正は、退職所得申告書の不提出に関する過料、それぞれ3万円以下を10万円以下に変更するものであります。

次に、13行目の第68条第1項及び第79条第1項の改正は、固定資産及び軽自動車税に係る不申告等に関する過料の3万円以下を、10万円以下に変更するものでございます。

次に、17行目の第92条の2の追加は、たばこ税に係る不申告に関する過料。

そして、下から2行目の第125条の2の追加は、特別土地保有税に係る不申告に関する過料の規定を、新たに追加するものであります。

次に、2ページ目でございます。

上から6行目の附則第8条第1項の改正は、肉用牛の売却による事業所得に係る所得割の課税の特例でございまして、免税対象飼育牛の売却頭数を現行年間 2,000 頭であったものを、1,500 頭を超える場合に、その超える部分の所得について免税対象から除外する見直しを行った上、その適用期限を3年延長して、平成 27 年度とするものでございます。

このページの下から6行目でございます。

附則第 10 条の2第5項の改正は、高齢者の居住の安定確保に関する法律に係る新築家屋住宅の特例の適用を受ける場合の添付書類の変更であります。

「新築家屋住宅」と言いましたが、「新築貸家住宅」と、このように訂正させていただきます。

次に、このページの下から4行目の附則第 16 条の3第3項第2号から2枚はねていただきます、この間のページでございますけれども、2枚はねていただいた9行目あたりのところまでの内容でございますが、附則第 20 条の4第2項第2号までは、上場株式等に係る配当所得、土地の譲渡等に係る事業所得と長期譲渡所得、短期譲渡所得、株式等に係る譲渡所得等、先物取引に係る雑所得等、条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例など、所得割の額の読み替えの改正であります。

続きまして、このページでいいますと、後ろから3枚目になります。

後ろから3枚目の下から8行目の第2条でございますが、上場株式等の配当所得等に対する軽減税率3%の特例期間を、さらに2年延長して、平成 25 年 12 月 31 日までとするものでございます。

次に、下から4行目の第3条、これは非課税口座内上場株式等の譲渡に係る市民税の所得計算の特例に係る特例の施行日を、さらに今回2年延長して、平成 27 年1月1日とし、平成 27 年度以降の年度分の個人の市民税に適用するものであります。

1枚はねていただきます。後ろから2枚目になります。

ここからは附則でございまして、最後のページまで、それぞれ施行期日、経過措置を定めたものでございます。

まず、第1条でございますが、この条例の施行日といたしましては、公布の日から施行いたします。

ただし、各号に掲げる規定は、そこに定められた日から施行するものであります。

第1号は、第1条中、過料の3万円以下を 10 万円以下に改正する規定は、公布の日から起算して2カ月を経過した日。

第2号は、附則第8条の肉用牛の売却の特例は、平成 25 年1月1日から。

最後、第3号は、高齢者居住用新築貸家住宅の特例は、法律の施行の日の平成 23 年 10 月 20 日からということになります。

次に、第2条以下は、それぞれの経過措置でございますので、説明は省略させていただきます。

きます。

以上で提案理由の説明を終わります。

No.52 ○議長(平野敬祐議員)

続いて、議案第 48 号について理事者より提案理由の説明を求めます。

神谷市民生活部長。

No.53 ○市民生活部長(神谷清貴君)

それでは、議案第 48 号 豊明市都市計画税条例の一部改正についてご説明を申し上げます。

この案を提出いたしますのは、現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律、先ほどの 47 号と同様でございます、その施行に伴い必要があるからでございます。

それでは、内容のご説明を行いますので、1 枚はねていただきます。

上から3行目の第2条第2項及び6行目の附則の第 16 項の改正でございますが、地方税法第 349 条の3及び法の附則第 15 条の固定資産税の課税標準の特例が見直しをされ、それぞれ項が追加、あるいは削除されたことによる項ずれに対応した改正であります。

附則といたしまして、この条例の施行日は公布の日から施行いたします。

経過措置につきましては、説明を省略させていただきます。

以上で提案理由の説明を終わります。

No.54 ○議長(平野敬祐議員)

続いて、議案第 49 号について理事者より提案理由の説明を求めます。

三治消防長。

No.55 ○消防長(三冶金行君)

議案第 49 号 豊明市消防団員等公務災害補償条例の一部改正についてご説明をいたします。

豊明市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を別添のように定めるものでございます。

この案を提出いたしますのは、障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い必要があるからでございます。

具体的には、この法律は平成 22 年 12 月 10 日に公布され、この法律により関係法律と

して、障害者自立支援法第5条関係が改正されることになり、また、地方公務員災害補償法も改められます。

このことを受け、豊明市消防団員等公務災害補償条例も、障害者自立支援法を準用していることから、改正が必要になったものでございます。

内容を説明いたしますので、次のページをごらんください。

障害者自立支援法の改正に伴い、項ずれが生じたので、項ずれを整理するものでございます。

第1条においては、第9条の2、これは介護補償を定めたものでありますが、第1項第2号中「第5条第12項」を「第5条第13項」に、「同条第6項」を「同条第7項」に改めるものでございます。

次に、第2条についても、第9条の2第1項第2号中「第5条第13項」を「第5条第12項」に改めるものでございます。

附則といたしまして、施行日を定めるものでありまして、第1条の規定は、障がい者支援制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律附則第1条第3項に定める日からとし、第2条の規定は、平成24年4月1日から施行するものであります。

説明を終わります。

No.56 ○議長(平野敬祐議員)

続いて、議案第50号について理事者より提案理由の説明を求めます。

横山行政経営部長。

No.57 ○行政経営部長(横山孝三君)

それでは、議案第50号 平成23年度豊明市一般会計補正予算(第3号)についてご説明申し上げます。

1ページをお開きください。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億3,427万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ183億1,754万1,000円とするものでございます。

それでは、歳出より主なものをご説明申し上げますので、10ページ、11ページをお開きください。

上から2段目の2款 総務費、1項 総務管理費、7目 財産管理費、公用車管理事業の財源振替は、市単独購入の公用車が県費補助によるための財源振替でございます。

次に、3段目の11目 市民活動推進費、市民活動推進事業、備品購入費260万円は、区、町内会などの活動に必要な備品の貸し出し用として購入するものでございます。

次に、コミュニティ助成金 250 万円は、東沓掛区のコミュニティ拠点整備と屋外イベント備品の整備の購入助成でございます。

次に、4段目の都市・国際交流事業、コミュニティ助成金 100 万円は、多文化共生、国際理解推進など、地域レベルでの国際化の推進に資する事業として、日本語教室などの授業を行っていますプラスエデュケートへ助成するものでございます。

この3事業は、財団法人自治総合センターが行う助成を受けて行うものでございます。

次に、下の表でございます。

3款 民生費、1項 社会福祉費、3目 心身障害者福祉費、電算関係委託料の 318 万 4,000 円は、自立支援法の視覚障がい者の同行支援サービス援助の追加、それからグループホーム、ケアホームの入居者支援等が改正されるため、電算システムを改修するものでございます。

次に、4目 福祉医療費でございます。

1枚おめくりください。

13 ページの上段の老人保健返還金 389 万 8,000 円ではありますが、老人保健特別会計は本年3月31日で清算されたため、一般会計にて支払うこととなり、老人保健過年分の精算の額が確定しましたので、お支払いをするものでございます。

次に、下の表でございます。

2段目の2項 児童福祉費、1目 児童福祉総務費、新しい公共支援事業補助金 500 万円は、勅使台の空き家を借りて放課後の子どもの居場所づくり、児童クラブでございますが、として活動している「つくしクラブ」に補助するものでございます。

児童扶養手当 2,600 万円は、不況による雇用状況の悪化に伴う所得の減少によって、支給対象受給者数の増加を見込んだものでございます。

次に、2目 保育園費でございます。

設計監理委託料 153 万 9,000 円は、内山保育園園舎改修工事設計委託料であり、子育て支援センター、東部保育園ファミリーサポートセンターが、内山保育園に平成 25 年4月の開所に向けて改修していく予定でございます。

1枚おめくりいただきます。

14 ページ、15 ページをごらんください。

7款 商工費、1項 商工費、2目 商工振興費、震災復興資金保証料助成金 200 万円は、東日本大震災の影響により売り上げの減少を受けた市内中小業者に、融資に必要な信用保証料の助成であります。

限度額は 10 万円で、20 件を見込んでおります。

次に、8款 土木費、4項 都市計画費、3目 街路事業費、桜ヶ丘沓掛線用地購入費 7,910 万円は、土地開発公社から5筆、280.6 平米の買い戻しでございます。

その下の熊野豊明線改良事業、財源振替の 990 万円は、改良工事が入札により安価になったため、国庫支出金を桜ヶ丘沓掛線用地購入に充てるため、財源を振り替えるもので

ございます。

次に、9款 消防費、1項 消防費、2目 非常備消防費、消防団員等公務災害補償等共済基金負担金 408 万円は、東日本大震災による消防団員の死者、行方不明者、7月 27 日現在、251 名でございますが、の多くが公務中であつたため、市町村が消防団員等公務災害補償等共済基金に対し、平成 23 年度に限り特別な掛金を支払うことにより、被災した消防団員の公務災害補償を確実なものにするため、政令が 23 年の8月 10 日でございますが、これが改正されて、引き上げ分に相当する負担分でございます。

続きまして、1枚おめくりいただきまして、16、17 ページをごらんください。

10 款 教育費、1項 教育総務費、3目 教育振興費、指導室事務事業補助業務 69 万 3,000 円は、県費の緊急雇用創出事業に対応するもので、指導室の補助業務として1名配置するものでございます。

次に、下の表でございます。

3項 中学校費、2目 教育振興費、印刷製本費 199 万 5,000 円は、社会科副読本中学校編第9改訂版を3中学校用として作成するものでございます。

続きまして、歳入のご説明を申し上げますので、4ページ、5ページをごらんください。

上の表でございます。

12 款 使用料及び手数料、1項 使用料、2目 民生使用料、児童館使用料 738 万円の減額は、子育て支援の一環としての負担軽減を図るため、児童クラブ利用料の月 3,000 円を 10 月より無料にするための減額分であります。

次に、13 款 国庫支出金、1項 国庫負担金、1目 民生費国庫負担金 866 万 6,000 円は、歳出で説明いたしました児童扶養手当負担金として、3分の1の補助分でございます。

次に、下の表でございます。

14 款 県支出金、2項 県補助金、1目 総務費県補助金 500 万円は、新しい公共支援事業基金事業費補助金として、児童福祉総務費の勅使台で放課後子ども居場所づくりとして活動している、つくしクラブの補助に対する補助金でございます。

同じく2目 民生費県補助金、障害者自立支援対策臨時特例基金市町村費補助金 77 万 6,000 円は、障害者自立支援法の一部改正に伴うシステム改修に対する補助金でございます。

その下の、児童虐待防止対策緊急強化事業補助金 200 万円は、児童の緊急保護や虐待通報による安否確認のための専用車1台の購入と、知的障がい児の早期発見用として知能検査器具3台の購入に対する補助金でございます。

それから、1枚おめくりいただきまして、4目 労働費県費補助金でございます。

緊急雇用創出事業補助金 107 万 5,000 円は、緊急雇用として教育委員会指導室事務事業補助業務及び共済費に対する補助金でございます。

一番下の表の 18 款 繰越金、1項 繰越金、1目 繰越金、前年度繰越金1億 1,803 万

5,000 円は、9月の補正の総額1億 3,427 万 2,000 円から、補正歳入の国庫及び県支出金などを差し引いた残りの、1億 1,803 万 5,000 円を予算化するものでございます。

1枚おめくりいただきまして、8ページ、9ページの19款 諸収入、5項 雑入、4目 雑入、自治総合センター助成金 600 万円は、歳出でご説明申し上げました市民活動推進事業の区・町内会貸し出し備品購入費及びコミュニティ助成金と、都市・国際交流事業のコミュニティ助成金に対する助成金でございます。

以上で説明を終わります。

No.58 ○議長(平野敬祐議員)

続いて、議案第 51 号について理事者より提案理由の説明を求めます。

原田高齢者福祉課長。

No.59 ○高齢者福祉課長(原田一也君)

それでは、議案第 51 号 平成 23 年度豊明市介護保険特別会計補正予算(第1号)についてご説明いたします。

1ページをお開きください。

今回の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 219 万 6,000 円を追加し、歳入歳出それぞれ 29 億 9,639 万 6,000 円とするものでございます。

それでは、歳出をご説明いたしますので、6ページ、7ページをお開きください。

1款3項2目 認定調査等費、認定調査等事業の 191 万 2,000 円は、要介護認定の申請や更新件数が伸びたことで、認定調査員の訪問件数が増加しており、認定結果の通知への影響が懸念されることから、新たに認定調査員を雇い上げるための賃金であります。

次に、3款2項5目 家族介護支援事業費、家族介護支援事業の 28 万 4,000 円は、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯等が、地域で安心して暮らすことができるよう、見守りや買い物などの生活援助を行う生活介護サポーターを養成するため、研修会を実施する予定であり、研修会の講師謝礼や教材作成などにかかる費用であります。

続きまして、歳入をご説明しますので、4ページ、5ページをお開きください。

今回の補正の財源としましては、県補助金の介護基盤緊急整備等臨時特例基金事業費補助金の 28 万 4,000 円及び緊急雇用創出事業費補助金 191 万 2,000 円を充てるため増額をするものです。

以上で説明を終わります。

No.60 ○議長(平野敬祐議員)

以上で本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。明8月 30 日を休会といたしたいが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.61 ○議長(平野敬祐議員)

ご異議なしと認めます。よって、明8月30日を休会とすることに決しました。

8月31日午前10時より本会議を再開し、一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

午前11時25分散会